

東紀州環境施設組合職員の分限に関する条例施行規則

令和3年4月1日
規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、東紀州環境施設組合職員の分限に関する条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休職発令の時期)

第2条 職員が傷い疾病により、東紀州環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第20号）第2条の規定により準用する尾鷲市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年尾鷲市規則第5号）第19条に規定する特定病気休暇を認めることができる期間を超えて、条例第2条に規定する医師の診断の結果更に引続く療養を必要とするときは、休職の発令を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次条第3項に規定する条件付復職期間の間に特定病気休暇を使用したときは、条例第2条に規定する医師の診断を行わせた結果、休職を命ずることができる。

(復職)

第3条 休職者は、休職期間中その事故が消滅したときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

2 傷い疾病による休職中の者から前項の届出があったときは、管理者は、その者を指定する医師により診断せしめ、勤務に支障がないと認めるときは、復職を命ずるものとする。

3 前項により復職を命じたときは、復職を命じた日から6か月を条件付復職期間としてその期間中に同一疾病により休職したときは、前休職期間を通算する。

(検診)

第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして休職を命じられた休職者は、その期間中3か月ごとに1回指定する医師の診断を受け、その結果を管理者に届け出なければならない。ただし、管理者の承認を得た場合は、他の医師の診断をもってこれに代え、又はその期間を延長することができる。

(違反に対する処置)

第5条 休職者が次の各号のいずれかに該当するときは、復職を命じ、無許可の欠勤として取り扱うほか、事情によっては懲戒処分に付することができる。

(1) この規則に従わないとき。

(2) 療養に関し、管理者又は治療を受けている医師の指示に従わないとき。

(3) 休職に関し、虚偽又は不正の行為があったとき。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。